

○学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程

(制定 昭和37年4月1日)

改訂	昭和44年4月1日	1999年4月1日
	2000年4月1日	2001年8月1日
	2006年2月1日	2009年4月1日
	2017年4月1日	2018年4月1日

第1条 この規程は、「学校法人東海大学勤務規則」(以下「勤務規則」という。)に基づき、教職員の懲戒について定める。

第2条 教職員に対する懲戒処分は、この規程及び「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程細則」に基づき、学校法人東海大学懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)の審議を経て、理事長が決定する。その内容は、人事事項として記録する。

2 懲戒委員会は、医学部附属病院、医学部附属東京病院、医学部附属大磯病院、医学部附属八王子病院で発生した医療過誤について、懲戒委員会の諮問機関である医学部附属四病院医療過誤懲戒小委員会からの答申に基づき、処分について審議する。

第3条 教職員が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、懲戒の対象とする。

- (1) 勤務規則第7条に規定する事項に違反したとき
- (2) 無断又は虚偽の理由により遅刻、早退又は欠勤したとき
- (3) 就業又は業務遂行上の諸手続きで怠慢又は不正行為をしたとき
- (4) 職場の風紀、規律、秩序等の保持に反する行為があったとき
- (5) 本学との雇用契約に違反したとき
- (6) 正当な理由なく、人事発令その他勤務上の命令を拒否したとき
- (7) 氏名その他、経歴に虚偽があったとき
- (8) 個人情報の目的外利用、紛失、漏洩等、適切な管理を怠ったとき
- (9) 故意又は過失により、本学に損害を与えたとき
- (10) 刑罰法規に触れる行為があったとき
- (11) 医療過誤を起こしたとき
- (12) その他前各号に準ずる行為があったとき

第4条 懲戒の種類は、譴責、減給、出勤停止、解任、降格、諭旨解雇、懲戒解雇とし、内容は、次のとおりとする。

- (1) 譴責は、始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 減給は、始末書を取り、給与を減額し、将来を戒める。減額する額は、1回につき「学校法人東海大学給与規程」に定める給与日額の2分の1以内とし、同一月内で2回以上適用する場合においても、合計額は、同規程に定める月額給与の10分の1を超えることはない。
- (3) 出勤停止は、始末書を取り、90日以内の範囲で出勤を停止し、将来を戒める。出勤停止の期間は、無給とする。無給とする額は、前号の給与日額に出勤停止日数を乗じた額とする。
- (4) 解任は、始末書を取り、現在の役職位を解き、将来を戒める。複数の役職位が発令されている場合、解任の対象となる役職位は、懲戒委員会の審議に基づき決定する。

(5) 降格は、始末書を取り、現在の資格又は身分を下げて、将来を戒める。

(6) 諭旨解雇は、退職を勧告し、退職願をとり依願退職の扱いとする。ただし、退職金については、2分の1を限度に減額することがある。なお、懲戒処分のお知らせを受けた日から7日以内に退職願が提出されない場合は、次号に定める懲戒解雇とする。

(7) 懲戒解雇は、行政官庁の認定を受けて予告手当を支給せずに解雇し、又は行政官庁の認定を受けずに予告手当を支給して、即時解雇する。また、退職金については、支給しない。

第5条 本学は、懲戒の対象となる行為をした又はした疑いがある教職員に対し、処分が決定するまで、必要に応じ自宅待機を命じることができる。なお、当該期間における給与は有給とする。

第6条 教職員が、懲戒の対象となる行為を他人に教唆、扇動又は幫助したときは、懲戒に処せられる者と同様に処する。

第7条 懲戒の対象となる行為を防止すべきであったにもかかわらず、直属の上司がその措置を怠ったときは、その者は懲戒に処せられた者に準じて懲戒に処する。

第8条 教職員が懲戒の対象となる行為により本学に与えた損害は、その教職員が懲戒に処せられても免除されるとは限らない。

2 本学が、医療過誤の被害者に対し損害賠償をしたときは、当該教職員に対して、求償することがある。

第9条 理事長は、懲戒決定後、直ちに当該教職員に対して、その所属機関の長等を通じて懲戒処分通知書をもって通知する。

第10条 懲戒処分は、当該教職員の所属機関において周知する。周知の方法は、機関の長が適切と認める方法による。

第11条 懲戒処分の公表は、「学校法人東海大学広報」に掲載することを原則とする。ただし、公表の有無及び公表内容の範囲については、懲戒委員会で決定する。

付 則

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則 (2018年4月1日)

この規程は、2018年4月1日から施行する。